

# 軍事的安全保障関連の研究の取扱いについて

平成 29 年 9 月 14 日  
学 長 裁 定

国立大学法人岐阜大学は、軍事的安全保障関連の研究に関し、適切な実施を行うための取扱いを策定する。

## 1. 基本方針

国立大学法人岐阜大学は、岐阜大学研究行動規範及び日本学術会議からの軍事的安全保障研究に関する声明（平成 29 年 3 月 24 日）を堅持するとともに、研究の自主性、自律性、研究存在の公開及び研究成果の公開を原則とする学問の自由を貫く。

## 2. 目的

本学職員（非常勤職員を含む。）が研究活動を実施する場合において、当該研究活動の一環として軍事的安全保障関連の研究を実施する政府機関等と本学との間で研究に係る契約等（公募・寄附等の申込、分担依頼を含む。）を行う必要がある場合は、本取扱いに基づき行う。

## 3. 軍事的安全保障関連の研究を実施する政府機関等

本取扱いにおいて、「軍事的安全保障関連の研究を実施する政府機関等」とは、我が国防衛省等、本学の判断において研究協力の内容に、国家安全保障の観点から情報及び研究材料等の取扱いの制限、あるいは研究の遂行に関与する者に対してのなんらかの責務を課することができる国内外の政府機関、並びにこれら政府機関と当該研究協力に関し契約関係にある企業、大学及び研究機関を指す。

## 4. 研究の取扱いについて

- (1) 軍事的安全保障関連の研究を実施する政府機関等が望む研究が、軍事利用を直接に研究目的とする科学研究ではなく、科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究に該当する内容であって、本学職員が希望する（分担者となる希望を含む。）場合、大学本来の使命と矛盾しない限りにおいて、本学はこれを受け入れる。この場合、知的財産権等の取扱いは、国立大学法人岐阜大学知的財産規程、同取扱細則等に従うことを前提とする。
- (2) 上記内容と合致しない場合、及び「岐阜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づく研究者等の責務を果たさない場合は、本学の研究としては受け入れない。
- (3) 上記（1）、（2）についての判断は、研究推進・社会連携機構に審査委員会を設置し、研究代表者又は研究分担者としての影響力等も併せ、その適切性について目的・方

法・応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査を行い、その審査結果を基に学長が決定する。

## 5. 運用

本取扱いの運用上、その他必要となる事項及び審査委員会については、研究推進・社会連携機構においてこれを定める。

以上